

平成30年7月9日

問い合わせ先	健康福祉局保険年金課管理係 (504-2159)
--------	-----------------------------

国民年金保険料の免除

1 支援策の内容（対象者）

国民年金第1号被保険者が、被災によって保険料の納付が困難な場合、申請により承認を受けることで、全額又は一部の保険料が免除されます。

2 要件

被保険者、世帯主、配偶者又はこれらの者が属する世帯の他の世帯員の所有に係る住宅、家財等の財産が、その価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたこと。

3 手続きの方法

①免除申請書、②被災状況届、③り災証明書（写）の提出が必要です。代理申請の場合は、委任状を添付してください。

※ 詳しくは区役所の保険年金課にお問い合わせください。受付は、住所地の区で行いますが、事情があれば、それ以外の区でも受付ができます。なお、出張所で手続きが可能かどうかは、各区にお問い合わせください。

4 申請期限及び対象となる期間

2年間は遡って申請することができますが、申請の遅延により、納付要件を満たす必要がある障害年金や遺族年金を受けられなくなる場合があるため、速やかに申請してください。

また、対象となる期間は、災害が発生した前月分から翌々年の6月分までですが、7月分から翌年6月分を周期とした年度ごとの申請が必要です。

5 その他

学生納付特例及び納付猶予についても、同様の要件で対象となります。

【問い合わせ先】

中区保険年金課（504-2556）	安佐南区保険年金課（831-4931）
東区保険年金課（568-7712）	安佐北区保険年金課（819-3910）
南区保険年金課（250-8944）	安芸区保険年金課（821-4910）
西区保険年金課（532-0935）	佐伯区保険年金課（943-9713）